

議案第 7 号 市町村有償運送の更新登録について

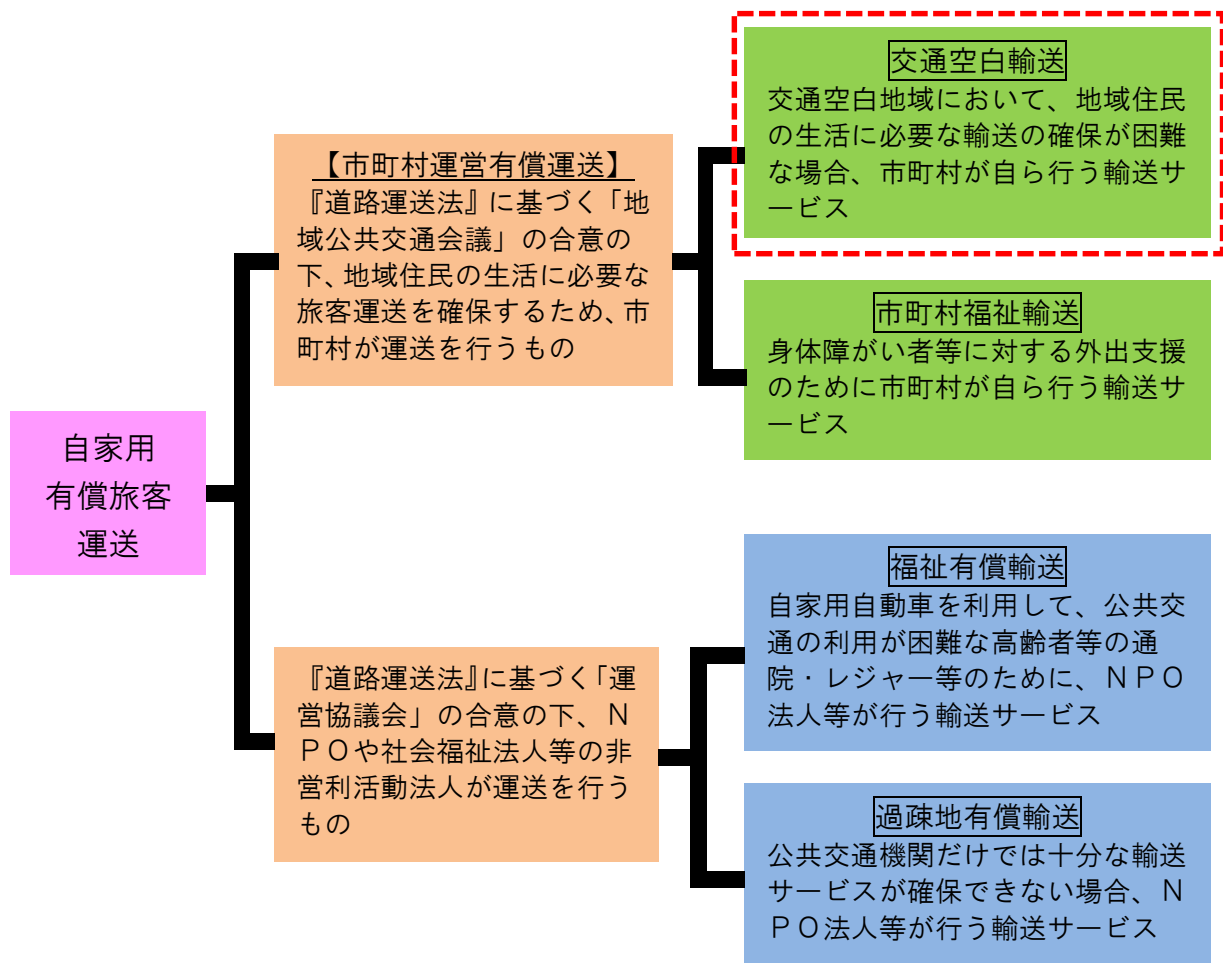
1 趣旨

現在、福山地区で実施している市町村運営有償運送の登録有効期間が本年 9 月 30 日で満了することから、道路運送法第 79 条の 6（有効期間の更新の登録）の規定に基づき、地域公共交通会議において承認をいただき、今後の事務手続きを進めようとするものである。

＊「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について（H18. 9. 15 国自旅第 141 号）」により、原則、登録の有効期間は 3 年で、2 か月前から更新登録の申請受付が開始される。また、本件は、地域公共交通会議における承認が必要とされている。

2 市町村運営有償運送の概要

「市町村運営有償運送」とは、道路運送法第 78 条第 2 号に定める※自家用有償旅客運送のうち、市町村が、専ら当該市町村の区域内において、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、「市町村長が主宰する地域公共交通会議の協議結果に基づき運送を行うもので、次の表に掲げる態様のもの」とされています。



※自家用有償旅客運送とは、市町村、特定非営利活動法人及び国土交通省令で定められた者が、市町村の区域内の住民の運送を自家用車により有償で行うもの

3 「霧島市運営有償運送」の更新登録事項について

(1) 自家用有償旅客運送の種別

市町村運営有償運送：交通空白輸送（前ページの図中の赤線で囲った部分）

(2) 路線又は運送の区域

①比曾木野線	起点	福山総合支所	牧之原小前
	終点	福山公民館	福山総合支所
	キロ程	28.0 km	26.4 km
	主たる経由地	岩戸	岩戸
②佳例川線	起点	福山総合支所	牧之原小前
	終点	福山公民館	福山公民館
	キロ程	19.7 km	18.6 km
	主たる経由地	向原	向原



(3) 事務所の名称及び位置

霧島市教育委員会福山出張所（霧島市福山町福山 5290 番地 61）

(4) 自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類

バス 2 台

普通自動車 2 台 合計 4 台

(5) 運送しようとする旅客の範囲

○比曾木野地区、佳例川地区及び沿線住民

○同地区に所用のある者

(6) 料金

区 分	金 額
定額	150 円
小学生、身体障がい者等	80 円
未就学児	無料

4 参考

<比曾木野線運行実績>

	H 25	H 26	H 27	H 28
利用者数（人）	400	660	491	657
スクール（無料）	239	386	383	492
スクール以外（有料）	161	274	108	165
運賃収入（円）	32,430	35,640	14,240	22,510

<佳例川線運行実績>

	H 25	H 26	H 27	H 28
利用者数（人）	1,961	1,478	1,416	1,263
スクール（無料）	1,894	1,447	1,378	1,214
スクール以外（有料）	67	31	38	49
運賃収入（円）	7,320	3,190	4,930	6,370